

3. 老人福祉施設

(1) 特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）

* 担当課室 介護サービス指導課 TEL 073-441-2527

65歳以上のお年寄りであって、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、自宅において介護を受けることが困難な方に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をする施設です。

特別養護老人ホーム（きのくに介護deネット）（外部リンク）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/d00222660.html>

※上記URLにアクセスし、指定事業所一覧（全体版）をご確認ください。

地域密着型介護老人福祉施設（再掲）（きのくに介護deネット）（外部リンク）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/d00222660.html>

※上記URLにアクセスし、指定事業所一覧（全体版）をご確認ください。